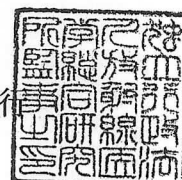


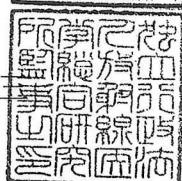
独立行政法人 放射線医学総合研究所
理事長 米倉 義晴 殿

独立行政法人 放射線医学総合研究所

監事 白尾 隆行



監事 田中 省三



平成 20 年度独立行政法人放射線医学総合研究所
財務諸表及び決算報告書に関する意見について

私達は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項の規程に基づき、独立行政法人放射線医学総合研究所（以下「研究所」という。）の平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの事業全般及び財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分に関する書類（案）、付属明細書）、事業報告書及び決算報告書について監査を実施しました。その結果を踏まえ、通則法第 38 条第 2 項に基づき監事の意見を下記のとおり報告致します。

1. 監査方法の概要

私達は、理事会議及びその他の重要な会議に出席するとともに、重要な書類の回付を受け、また研究所の関係者から事業の報告を聴取して、研究所の事業、財産及び決算の状況について監査致しました。また、会計監査人からは、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について会計監査人による監査結果の報告及び説明を受けました。

2. 監査の結果

上記の方法により監査した結果は、以下のとおりです。

2. 1 事業監査の結果

研究所の事業が法令及び中期目標、中期計画並びに平成 20 年度年度計画等に基づき適正に運営されていると認めます。また、執行役員と研究所の利益相反取引並びに執行役員の研究所の業務以外の業務の実施がないと認めます。

2. 2 会計監査の結果

- (1) 財務諸表及び決算報告書は、必要事項を適正に示しているものと認めます。
- (2) 事業報告書は、研究所の事業の状況を正しく反映しているものと認めます。
- (3) 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

以上